

お客さま各位

福井信用金庫

『投信窓販業務にかかる約款』一部改訂のお知らせ

平成 28 年度税制改正などを受けて、当金庫『投信窓販業務にかかる約款』を、下記の通り一部改訂することとしましたのでお知らせいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、お取引店または下記のお問い合わせ先までご照会ください。

記

1. 改訂約款名

- ①「福井信用金庫投信取引約款」
- ②「特定口座約款」
- ③「非課税口座約款」
- ④「未成年者口座および課税未成年者口座約款」

2. 改訂内容

①「福井信用金庫投信取引約款」新旧対照表

(下線部分変更)

旧	新
第 1 章 投信取引 1. ～ 3. の 2. (略) 4. (届出事項) お客様は、投信取引開始時に印鑑、住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等を届出いただきます。 <u>(追加)</u> 5. (略) 第 2 章 ～ 第 6 章 (略)	第 1 章 投信取引 1. ～ 3. の 2. (同左) 4. (届出事項) お客様は、投信取引開始時に印鑑、住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等を届出いただきます。 <u>ただし、お客様が所得税法施行令第 336 条第 4 項および第 342 条第 4 項の規定に該当する場合には、共通番号である個人番号をお届けいただく必要はありません。</u> 5. (同左) 第 2 章 ～ 第 6 章 (同左)
以上	以上
<u>(平成 27 年 1 月改訂)</u>	<u>(平成 28 年 7 月改訂)</u>

②「特定口座約款」

(下線部分変更)

旧	新
第 1 章 (略) 第 2 章 特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算および源泉徴収の特例 (上場株式等保管委託契約) について 2. 特定口座開設届出書等の提出 (1) 申込者が特定口座の設定を申し込むに当たっては、あらかじめ、当金庫に対し特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際、当金庫は租税特別措置法その他関係法令の定めに基づき、申込者の氏名、住所、生年月日および個人番号 <u>(追加)</u> 等の確認を行います。 (2) ～ (4) (略) 3. ～ 1 2. (略) 第 3 章 (略) 第 4 章 雑則	第 1 章 (同左) 第 2 章 特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算および源泉徴収の特例 (上場株式等保管委託契約) について 2. 特定口座開設届出書等の提出 (1) 申込者が特定口座の設定を申し込むに当たっては、あらかじめ、当金庫に対し特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際、当金庫は租税特別措置法その他関係法令の定めに基づき、申込者の氏名、住所、生年月日および個人番号 <u>(申込者が租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 3 第 5 項の規定に該当する場合には、氏名、住所および生年月日)</u> 等の確認を行います。 (2) ～ (4) (同左) 3. ～ 1 2. (同左) 第 3 章 (同左) 第 4 章 雑則

旧	新
<p>17. (略) 18. 契約の終了 ① (略) ② 申込者が出国により居住者または<u>国内</u>に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</p> <p>③～④ (略) 19.～21. (略)</p> <p>【附 則】 1. この約款における、「上場株式等」のうち公社債投資信託および特定公社債について、「配当等」のうち公社債投資信託の分配金および特定公社債の利子については、平成28年1月1日から適用されるものとします。 2. 平成28年1月1日時点において申込者が当金庫の特定口座以外の口座で保有する上場株式等（租税特別措置法に規定する特定公社債等に該当するものに限り、）のうち、特定取得上場株式等および一般取得上場株式等に該当するもので、法令の規定で特定口座へ受入可能なものについては、申込者から特段の申出がない限り、特定口座へ移管する旨の依頼があったものとして、特定口座へ受け入れるものといたします。 3. 2. (1)および17.における個人番号に係る規定については、平成28年1月1日から適用されるものとします（平成27年12月31日までに申込者が当金庫に個人番号の告知をされる場合を除きます。） 4. 2. (2)のただし書以下の規定については、平成28年4月1日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (27.8改訂)</p>	<p>17. (同左) 18. 契約の終了 ① (同左) ② 申込者が出国により居住者または <u>(削除)</u> 恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</p> <p>③～④ (同左) 19.～21. (同左)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: right;">以上 (28.7改訂)</p>

③「非課税口座約款」

(下線部分変更)

旧	新
<p>1. (略)</p> <p>2. 非課税口座開設届出書等の提出等 (1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が別途定める日（当金庫の営業所等に掲示）までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第20項に規定する税務署への非課税適用確認書の交付申請や当金庫における非課税口座開設に必要となる各種帳票類および住民票の写し等ならびに「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号 <u>(追加)</u> を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>(略) (2)～(6) (略)</p> <p>3.～10. (略)</p> <p>11. 届出の変更 非課税口座開設届出書の提出後に、氏名、住所 <u>(追加)</u> その他の届出事項に変更があったときは、租税特別措置法その他関係法令の規定により遅滞なく非課税口座異動届出書を当金庫にご提出いただくものとします。</p> <p>12. 契約の終了 ①～② (略) ③ 申込者が出国により居住者または <u>国内</u>に恒久的施設を有する</p>	<p>1. (同左)</p> <p>2. 非課税口座開設届出書等の提出等 (1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が別途定める日（当金庫の営業所等に掲示）までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第20項に規定する税務署への非課税適用確認書の交付申請や当金庫における非課税口座開設に必要となる各種帳票類および住民票の写し等ならびに「非課税口座廃止通知書」または「非課税管理勘定廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号 <u>(申込者が租税特別措置法施行令第25条の13第13項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所)</u> を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>(同左) (2)～(6) (同左)</p> <p>3.～10. (同左)</p> <p>11. 届出の変更 非課税口座開設届出書の提出後に、氏名、住所、<u>個人番号</u> その他の届出事項に変更があったときは、租税特別措置法その他関係法令の規定により遅滞なく非課税口座異動届出書を当金庫にご提出いただくものとします。</p> <p>12. 契約の終了 ①～② (同左) ③ 申込者が出国により居住者または <u>(削除)</u> 恒久的施設を有する</p>

旧	新
<p>非居住者に該当しないこととなった場合 非課税口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>④ ～ ⑥（略）</p> <p>13. ～ 15.（略）</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(28.1改訂)</u></p>	<p>る非居住者に該当しないこととなった場合 非課税口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>④ ～ ⑥（同左）</p> <p>13. ～ 15.（同左）</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(28.7改訂)</u></p>

④「未成年者口座および課税未成年者口座約款」

(下線部分変更)

旧	新
<p>第1章（略）</p> <p>第2章 未成年者口座の管理</p> <p>2. 未成年者口座開設届出書等の提出</p> <p>(1) 申込者が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が別途定める日（当金庫の営業所等に掲示）までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に規定する未成年者非課税適用確認書の交付申請や当金庫における未成年者口座開設に必要となる各種帳票類ならびに「未成年者口座廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類をご提出いただくとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号<u>(追加)</u>を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>3. ～ 11. (略)</p> <p>第3章 課税未成年者口座の管理</p> <p>12. 課税未成年者口座の設定</p> <p>課税未成年者口座（申込者が当金庫に開設している特定口座もしくは預金口座もしくは申込者から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座<u>で</u>この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。(略)</p> <p>13. ～ 19. (略)</p> <p>第4章 ～ 第5章 (略)</p> <p>第6章 その他の通則</p> <p>23. ～ 25. (略)</p> <p>26. 非課税口座のみなし開設</p> <p>(1) 平成29年から平成35年までの各年（その年1月1日において申込者が20歳である年に限ります。）の1月1日において申込者が当金庫に未成年者口座を開設している場合（<u>出国中である場合</u>を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されません。</p> <p style="text-align: center;">(2) (略)</p> <p>27. (略)</p>	<p>第1章（同左）</p> <p>第2章 未成年者口座の管理</p> <p>2. 未成年者口座開設届出書等の提出</p> <p>(1) 申込者が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が別途定める日（当金庫の営業所等に掲示）までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に規定する未成年者非課税適用確認書の交付申請や当金庫における未成年者口座開設に必要となる各種帳票類ならびに「未成年者口座廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類をご提出いただくとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号<u>(申込者が租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項により読み替えて準用する同令第25条の13第13項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所)</u>を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p> <p>(2) ～ (5) (同左)</p> <p>3. ～ 11. (同左)</p> <p>第3章 課税未成年者口座の管理</p> <p>12. 課税未成年者口座の設定</p> <p>課税未成年者口座（申込者が当金庫に開設している特定口座もしくは預金口座もしくは申込者から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座<u>により構成されるもので、2以上の特定口座が含まれず、</u>この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。(同左)</p> <p>13. ～ 19. (同左)</p> <p>第4章 ～ 第5章 (同左)</p> <p>第6章 その他の通則</p> <p>23. ～ 25. (同左)</p> <p>26. 非課税口座のみなし開設</p> <p>(1) 平成29年から平成35年までの各年（その年1月1日において申込者が20歳である年に限ります。）の1月1日において申込者が当金庫に未成年者口座を開設している場合（<u>出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合</u>を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当金庫の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p style="text-align: center;">(2) (同左)</p> <p>27. (同左)</p>

旧	新
28. 契約の終了 ①～③ (略) ④ 申込者が <u>基準年の1月1日以後に出国</u> により居住者または <u>国内</u> に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 <u>(追加)</u> 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に規定する未成年者口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日 (出国日) ⑤～⑦ (略) 29.～31. (略)	28. 契約の終了 ①～③ (同左) ④ 申込者が <u>出国</u> により居住者または <u>(削除)</u> 恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 <u>(申込者が出国の日の前日までに11.の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。)</u> 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に規定する未成年者口座廃止届出書の提出があったものとみなされた日 (出国日) ⑤～⑦ (同左) 29.～31. (同左)
以上 <u>(28.1制定)</u>	以上 <u>(28.7改訂)</u>

3. 改訂日

平成28年7月19日 (火)

なお、改訂後の規定は、改訂前よりお取引をいただいているお客さまにも適用されます。

以上

